

# 令和6年度 中央市放課後児童クラブ利用申込み案内

(中央市放課後児童健全育成事業)

配布日：令和5年11月15日(水)から

配布場所：本書の1ページ参照

申込期間：令和5年12月12日(火)～15日(金)まで

認定決定：令和6年2月上旬(予定)通知を発送します

**※放課後児童クラブの利用を希望する際には、本案内をよくお読みいただき必要な手続きを行ってください。**

**※継続利用の場合にも、利用申込み手続きが必要となります。**



中央市役所 子育て支援課

## 1 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ることを目的としています。

## 2 利用申込書類配布及び申込みについて

**配布日** 令和5年11月15日(水) から  
※現在、利用している方については、各児童クラブより配布  
※ただし、新規及び長期休暇のみの方は子育て支援課へ  
★中央市ホームページからダウンロード可能です(11/20以降)  
A4縦型で印刷してください。

**申込期間** 令和5年12月12日(火) から 12月15日(金) まで

**申込場所** 市役所本庁1階 子育て支援課へ

※申込みの際に、書類等の不備がある場合には受付できません。提出書類を確認の上お申込み下さい。

配布場所			曜日・時間
れんげ児童館	成島2266	274-8573	月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前10時～午後6時 (正午～午後1時を除く)
田富中央児童館	布施2382	274-2221	
玉穂西部児童館	下三條133	274-0097	月曜日～金曜日(祝日を除く) 午後2時～午後6時
田富杉の子児童館	西花輪1415-3	273-1818	
田富すみれ児童館	布施242-3	274-2353	
豊富放課後児童クラブ	大鳥居3866	274-8598	月曜～金曜日(土日祝日を除く) 午前9時～午後5時
子育て支援課	臼井阿原301-1	274-8557	

※田富北小学区には民間の放課後児童クラブ「またあした」があります。

利用を希望される場合は直接お問い合わせください。

【放課後児童クラブまたあした 連絡先 055-288-1704】

### 3 実施場所・利用区域

実施場所及び利用できる地区は次のとおりです。

学校区	実施場所		定員
三村小学校区	れんげ児童館	成島 2266（玉穂支所2階）	120名
玉穂南小学校区	玉穂西部児童館	下三條 133	110名
田富小学校区	田富中央児童館	布施 2382	109名
田富南小学校区	田富杉の子児童館	西花輪 1415-3	50名
田富北小学校区	田富すみれ児童館	布施 242-3	25名
豊富小学校区	豊富放課後児童クラブ	大鳥居 3866（豊富支所1階）	60名

### 4 開設日と日時

- ・月曜日から金曜日 . . . . . 学校終了後～午後6時30分まで
- ・土曜日（れんげ児童館で実施） . . . . . 午前8時～午後6時30分まで
- ・学校の休業日（長期休暇含む） . . . . . 午前8時～午後6時30分まで

※土曜日の利用は、れんげ児童館のみ開館になります。（学校区に関係なく利用可能）  
※休業日：日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）、その他市長が必要と認めるとき

### 5 対象児童

対象児童は、原則として市内に居住する小学校に就学している児童（4月1日現在）であって、児童の両親又は同居の祖父母等（以下「保護者」という。）のいずれも就労等（注1の要件に該当する者）により、昼間保護者が家庭にいない児童が対象となります。

（注1）『就労等』とは、原則として下記のとおりです。

詳細につきましては別紙1をご覧ください。

- |            |         |            |
|------------|---------|------------|
| ① 居宅外就労者   | ② 居宅内就労 | ③ 疾病・障がい者等 |
| ④ 介護・看護    | ⑤ 出産    | ⑥ 求職・就労活動中 |
| ⑦ 就学・職業訓練中 | ⑧ 災害    | ⑨ 虐待・DV    |

### 6 利用について

利用できる曜日及び時間帯は、保護者が就労等で保育できない曜日・時間帯に限ります。

保護者が保育できるとき（仕事が休みの時など）は利用できません。

## 7 送迎について

利用申込書に記載された利用時間までに保護者の方のお迎えをお願いします。  
就労条件で利用される方は、就労証明書に記載されている勤務終了後、速やかなお迎えをお願いします。

**お迎え時間が頻回に午後 6 時 30 分を過ぎる場合、利用を取り消すことがあります。**

## 8 お弁当・おやつ

長期休暇や学校が午前中のみの場合はお弁当・水筒・おやつを持参してください。  
アレルギー等ある場合は、別途届出をしてください。

## 9 健康管理

児童が体調不良の場合等、早急にお迎えを依頼することがあります。  
感染症等の病気になった場合は、完治するまで利用することができません。  
また、学校で学級閉鎖等になった場合も解消されるまで利用できません。

## 10 利用負担金

児童一人あたり、月額 1,000 円（年額 12,000 円）です。  
※月の途中入会であっても日割り計算は行いません。  
※利用料は、納付書を送付いたしますので納期限までにお支払いください。  
**※利用決定後は 1 日も利用していなくても利用負担金が発生します。**  
※利用中止届が出された場合は、翌月分から返金いたします。

## 11 申請内容の変更、退会について

・申込みの際に記載した内容に変更があった場合、**必ず変更届を提出して下さい。**  
（住所、氏名、勤務先、利用月の変更等）  
・退会または利用の要件に該当しなくなった場合は、**利用中止届を提出して下さい。**  
届出がない場合は、利用料が発生しますのでご注意ください。

## 12 利用の取消しについて

次に該当すると認められるときは、利用を取り消すことがあります。

- ① 入会基準の要件に該当しなくなった場合
- ② 利用申込書に虚偽の記載があった場合
- ③ 無断欠席が続いた場合
- ④ お迎え時間が常時午後 6 時 30 分を過ぎる場合
- ⑤ 集団生活を送ることが困難と判断される場合  
※「集団生活を送ることが困難」とは、
  - ・児童又は保護者が支援員の指導に従わないとき
  - ・他の児童、支援員への暴力、迷惑行為を行ったとき
  - ・施設、備品等の損壊等を行うなど、クラブの管理・運営に支障を及ぼすと判断した場合

### 13 提出書類について

- ① 中央市放課後児童健全育成事業利用申込書（様式第 1 号）
- ② 児童の状況に関する調書（様式第 1 号 別紙 1）
- ③ 同意書（様式第 1 号 別紙 2）
- ④ 保育することができないことを証明する書類（様式第 1 号 別紙 3～5）

※【別紙 1】をご確認いただき、必要書類を添付して提出して下さい。

※当該児童の両親及び同居する 65 歳未満の祖父母の証明が必要となります。

◎同居とは・・・同一敷地内に別居している方は、同居する親族となります。

### 14 その他

①申込みについての問い合わせは、子育て支援課へお願いいたします。

②新規で申込みをする方で、兄・姉がすでに利用している場合は、所属児童クラブへ申出していただき、申請書をもらい一緒に提出して下さい。

③兄弟姉妹での申込みの場合、就労証明書は世帯で 1 部の提出で構いません。

## 【申込書等の記載について】

- ① 利用申込書の右上の日付けは、提出する日を記載してください。
- ② 家族構成欄については、同居者（祖父母等）すべてを記載してください。
- ③ 「就労証明書」は、勤務先に提出し、証明を依頼してください。  
会社印又は代表者印を必ず押印し、訂正箇所は、二重線の上訂正印（代表者印等）を押していただくよう依頼して下さい。
- ④ 育児休業中の方で、4月1日以降に復職予定の方は、備考欄に復帰予定年月日を記載してください。
- ⑤ 自営業・農業等の方は、「就労申立書」に自身で記入してください。  
なお、従事時間等を問い合わせさせていただく場合があります。
- ⑥ 「同意書」について、同居世帯員の確認、又は勤務先への確認をさせていただく際の同意書になります。適正な審査ができますようご協力をお願いします。

## 【利用の決定】

- ① 利用定員を超える場合は、「放課後児童クラブ利用調整基準（指数表）」による審査のうえ、可否を決定し決定通知書等を送付いたします。  
（発送は、2月上旬頃を予定しています。）
- ② 利用料の滞納がないこと。
- ③ 利用決定後、各児童クラブにおいて利用説明会を開催する予定です。（2月下旬頃）  
やむを得ない場合を除き、利用する保護者は必ず出席をお願いいたします。

以下の場合には、再度、利用要件の確認をする場合があります。

- ・利用決定後、仕事が変わった、退職又は退職した等の変更
- ・利用開始後、提出した記載内容と異なる場合（変更届を提出しない等）

以上のことが守れない場合には、利用の取消しをすることもありますので変更等が生じた場合には、速やかに各児童クラブもしくは子育て支援課へご連絡をお願いします。

【別紙1】

◎保育することができないことを証明する書類

事由	条件	添付書類
①居宅外就労者 (会社員等)	週4日以上勤務し、且つ勤務終了時間に通勤に要する時間を加えた時間が 午後4時を過ぎる場合。ただし、1・2年生は午後2時を過ぎる場合。	<input type="checkbox"/> 就労証明書(別紙3)
②居宅内就労者 (自営業者・農業等)	①に準ずる。	<input type="checkbox"/> 就労申立書(別紙4) <input type="checkbox"/> 確定申告書(写し)、収支内訳書等事業をしていることがわかる書類
③疾病・障がい等	要介護3以上、身体1・2級、精神1級、療育手帳Aに該当し、常時 <sup>がしやう</sup> 臥床のため、週4日以上保育することができない場合。	<input type="checkbox"/> 申立書(別紙5) <input type="checkbox"/> 医師の診断書又は介護保険証・障がい者手帳(写し) ※診断書には①対象者の病状②児童の見守りができない理由③治療・療養が必要な期間の3点を記載してもらってください。
④介護・看護	要介護3以上、身体1・2級、精神1級、療育手帳Aに該当し、常時介護・看護が必要なため、週4日以上保育をすることができない場合	<input type="checkbox"/> 申立書(別紙5) <input type="checkbox"/> 医師の診断書又は介護保険証・障がい者手帳(写し) ※診断書には①対象者の病状②児童の見守りができない理由③治療・療養が必要な期間の3点を記載してもらってください。
⑤出産	出産月と前後2カ月間利用可能	<input type="checkbox"/> 母子手帳
⑥求職活動中	申請後3ヶ月以内(年1回限り)利用可能	<input type="checkbox"/> 申立書(別紙5) <input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書又はハローワーク受付カード
⑦就学または職業訓練中	大学、専門学校、職業訓練校等に通っている期間利用可能	<input type="checkbox"/> 申立書(別紙5) <input type="checkbox"/> 在学証明書
⑧災害	自宅の住居等の復旧に従事している間利用可能	<input type="checkbox"/> 申立書(別紙5) <input type="checkbox"/> 罹災証明書
⑨虐待・DV		<input type="checkbox"/> 申立書(別紙5)

※各証明書類は発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。

参考

## 中央市放課後児童クラブ利用調整基準（指数表）

就労証明書等により指数を計算し、指数の高い方から利用決定を行います。

基準			保護者の状況	指数	
番号	事由	分類			
1	就 労 （ 月 48 時 間 以 上 か ら ）	就労者本人 （自営業・農業の場合はその 中心者）	月に160時間以上	10	
			月に140時間～160時間未満	9	
			月に120時間～140時間未満	8	
			月に96時間～120時間未満	7	
			月に64時間～96時間未満	6	
			月に48時間～64時間未満	5	
		自営業・農業協力者	月に160時間以上	8	
			月に140時間～160時間未満	7	
			月に120時間～140時間未満	6	
			月に96時間～120時間未満	5	
			月に64時間～96時間未満	4	
			月に48時間～64時間未満	3	
2	妊娠 出産	出 産	出産月と前後2ヶ月利用可能	8	
3	保 護 者 の 疾 病 ・ 障 が い	疾病入院	おおむね1ヶ月以上の入院	10	
			自宅療養	常時臥床	疾病のためおおむね1ヶ月以上の常時臥床
		精神・伝染病		医師が長期加療（安静）を必要と診断したもの	9
		一般療養		医師がおおむね1ヶ月以上加療（安静）を要すると診断したもの	7
		その他		疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要するもの	5
		身体障害	1・2級	身体障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
			3・4級	身体障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7
		精神障害	1・2級	精神障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
			3級	精神障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7
		療 育	A1・A2	療育手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
B1・B2	療育手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合		7		
4	同 居 親 族 等 の 看 護	介護・看護	①入院・通院・通所等、常時介護・看護が必要（食事・排泄・入浴の介護） ※要介護3以上、または同等の状態にあるものが対象。介護施設入居者は対象外。 ②障がいを持つ同居親族の看護、通園、通勤、通学等に当たっている者 ※療育手帳（1・2級）等を有する者が対象。障がい者施設等入所者は対象外。	10	
5	求職・就労活動中		まだ就労先等が確定していないもの	1	
	就学・職業訓練		大学・専門学校等に通学している者、または職業訓練校等において、職業訓練を受けている者。	5	
6	その他		虐待、配偶者からのDV、火災・風水害等で家屋が失われ復旧に当たっている世帯、その他明らかに保育が困難なもの	?	



## 調整基準（加算・減算）

	基準	保護者の状況	指数
	分類		
加算	母子・父子家庭	父または母が死亡・離別している世帯（行方不明、収監等を含む）	20
	多胎児利用	多胎児（双子、三つ子等）が同時に利用する場合	3
減算	自営業協力者	確定申告書（写）又は青色事業専従者給与届出書が提出できない場合	△ 5
	利用負担金未納者	※失業・罹災等やむを得ない場合や、分納誓約を取り交わして返済が進んでいる場合を除く。	△ 10

対象児童の学年	1年生	25
	2年生	20
	3年生	15
	4年生	10
	5年生	5
	6年生	0

### 【基準指数が同点の場合の優先順位について】

下記の①～④のいずれかに該当する世帯から優先して利用となります。

① ひとり親家庭の世帯

② 世帯員に、対象児童のほか身体障害者福祉法（昭和24年法律第238号）第15条に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けた者がおり、その障害がほかの世帯員による介護が常時必要とする程度であるため、当該対象児童の保育が十分に行われないと認められる世帯

③ ①又は②に規定する世帯以外の世帯に属する対象児童については、低学年児童を優先とし、保育に欠ける度合いの高いと認められる児童

④ 前年の利用負担金が納めてある世帯

問合せ先 中央市役所 子育て支援課 児童福祉担当  
Tel 055-274-8557  
受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時15分

※時間外でも問い合わせは可能ですが、宿直の対応となりますので  
翌日以降の対応となりますご承知おきください。